

# 「聖護院 友の会」 会員規約

## 第 1 条(名称・所在地)

1. 本会は聖護院 友の会と称します。
2. 本会は、京都市左京区聖護院中町 15 聖護院門跡が運営する会員組織であり、聖護院門跡内に聖護院 友の会事務局(以下「事務局」といいます)を置きます。

## 第 2 条(目的)

本会は、本会に入会した会員(以下「会員」といいます)のために第 6 条に定めるサービス(以下「会員サービス」といいます)を提供することを主な目的としています。

## 第 3 条(会員規約)

聖護院 友の会会員規約(以下「会員規約」といいます)は、本会における会員サービスの提供及びその利用にかかわる一切について適用されるものとし、会員は会員サービスの利用にあたっては、この会員規約、その他適用されるすべての法令を遵守するものとします。

## 第 4 条(入会申し込み、会員継続申し込み、年会費)

1. 本会に入会するには、本会所定の申し込みフォームから登録する、または修行体験などに参加した方は自動的に登録されます。会員資格は退会の申請がない限り自動更新されます。会費は無料とします。
2. 本会は、入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、申し込みを受け付けないことがあります。
  - (1) 聖護院の徒弟・教師・先達の資格所有者
  - (2) 申込時の届出事項に虚偽が含まれていることが判明したとき
  - (3) 会員規約に定める各条項を遵守いただけないと本会が判断したとき
  - (4) その他、本会が合理的な理由により会員として認めることが不相当であると判断したとき
  - (5) GDPR(一般 EU データ保護規則)の適用範囲内にお住まいの方

## 第 5 条(退会等)

1. 会員は事務局に退会の申請をすることで当会を退会したことになります。
2. 退会者は、入会手続きをすることにより、再度本会の会員となることができます。
3. 会員はいつでも本会から退会できます。
4. 会員は退会と同時にすべての会員サービスの利用資格を喪失します。ただし、会員が退会までに利用した会員サービスにかかる利用料金その他の債務が消滅するものではありません。

5. 会員は、この会員規約の内容を理解のうえ、規約に定める条件に従うことに同意したものとみなされます。

6. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本会は事前に通知することなく、当該会員の会員資格を取り消し、退会処分とすることができるものとします。これにより会員が損害を被ったとしても、本会は一切の責任を負いません。

- (1) 聖護院の徒弟・教師・先達の資格を取ったとき
- (2) 会員規約のいずれかの規定に違反したとき
- (3) 実在しないことが判明したとき
- (4) 会員が届け出た連絡先に連絡がとれないとき、または会員が届け出た住所宛に発送した郵便物が受け取られないとき
- (5) 第4条第2項に定める入会不承諾の事由に該当することが事後に判明したとき
- (6) 会員が会員サービスを継続して利用することにより、本会の運営など本会の業務遂行上支障が生じると判断したとき

## **第6条(会員サービス)**

1. 会員は、聖護院門跡が行う各種行事や特別拝観、各種御朱印などのお知らせをメールで受け取ることができます。

2. 会員は一般向け修行体験など人数制限のある行事の一般公開前の情報を受け取ることができます。

## **第7条(個人情報保護)**

本会は、会員の個人情報を会員サービス以外の目的で使用しないものとし、安全かつ適切に取り扱います。

## **第8条(会員規約の変更)**

本会は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の事前の同意を得ることなく、会員規約の一部もしくは全部を変更することがあります。会員規約を変更したときは、本会は会員に対し、適宜定める方法により、その内容を通知、告知または公表します。

1. 会員規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
2. 会員規約の変更が、本会の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

令和5年6月5日改訂